月

日

年

昭和30年法律第 144 号による改正後の戦傷病者戦没者遺族等 援護法による遺族年金裁定証明書 公務員 (氏 名 -) 扶助料請求者 公務員との続柄 (氏 上記公務員の死亡につき、上記扶助料請求者以外の下記の者に対し、戦傷 病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和30年法律 144 号)によ る改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)第4条第 2項ただし書の規定の適用により戦傷病者戦没者遺族等援護法第 34 条 第 第1号に規定する場合の遺族年金を給すべきものと決定して 1 項 の 規 定 に よ る 弔 慰 金を給すべきものと決定して 日付け)の遺族年金証書 を交 日付け)の民慰金裁定通知書 年 月 付したことを証明する。 記 公務員との続柄 (氏

備考

1 扶助料請求者が遺族年金又は弔慰金を受けたことがなく、扶助料請求者 以外の者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の裁定について証明し、遺 族年金を受けた者がなく扶助料請求者以外の者が弔慰金を受けたときは、 弔慰金の裁定について証明すること。

厚生労働大臣 印

2 遺族年金又は弔慰金受給者が、公務員と婚姻の届出をしていないが、事 実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、公務員との続柄は 「事実上の婚姻関係にあった者」と記載すること。